

令和4年度決算における引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改定となり、地方消費税率も1.0%から1.7%（消費税換算）に改定されました。また、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に改定となり、地方消費税率も2.2%（消費税換算）に改定されました。引き上げ分に係る地方消費税分（社会保障財源分）については、社会保障4経費（年金、医療及び介護の社会保障給付、少子化に対処するための施策に要する経費）を含む社会保障施策に要する経費の充実と安定化に充てるものとされています。

地方公共団体においては、引き上げ分の地方消費税収の充当について、総務省から予算説明書等での明示を求められています。この内容を踏まえ、地方消費税交付金のうち引き上げ相当分について、以下のとおりその用途を明確化します。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	2,637,734 千円
（歳出）	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	34,120,344 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 （単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	市債	その他	社会保障財源 化分の地方消 費税交付金	その他
社会 福祉	社会福祉事業	758,923	1,196	14,000	8,146	0	735,581
	障害者福祉事業	804,177	186,162	0	0	0	618,015
	高齢者福祉事業	102,063	3,965	0	12,736	0	85,362
	児童福祉事業	21,113,961	11,814,249	331,600	1,561,138	280,862	7,126,112
	生活保護扶助事業	2,762,011	1,937,252	0	53,906	0	770,853
	小計	25,541,135	13,942,824	345,600	1,635,926	280,862	9,335,923
社会 保険	介護保険事業	1,571,414	110,726	0	0	1,273,182	187,506
	国民健康保険事業	1,563,697	415,860	0	0	959,803	188,034
	小計	3,135,111	526,586	0	0	2,232,985	375,540
保健 衛生	高齢者医療事業	1,909,135	238,105	0	60,233	123,887	1,486,910
	乳幼児医療費助成事業	1,009,783	275,287	0	0	0	734,496
	母子福祉事業	503,324	72,461	0	0	0	430,863
	予防事業	1,828,452	24,641	0	4,343	0	1,799,468
	医療提供体制確保事業	193,404	2,392	0	9,467	0	181,545
	小計	5,444,098	612,886	0	74,043	123,887	4,633,282
合計		34,120,344	15,082,296	345,600	1,709,969	2,637,734	14,344,745